

時間外労働及び休日労働に関する協定書

国立大学法人名古屋工業大学長（以下「甲」という。）と国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員代表者（以下「乙」という。）は、労働基準法第36条の規定により、同法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超える労働（以下「時間外労働」という。）、国立大学法人名古屋工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程第6条に定める週休日及び第8条に定める休日（以下「休日労働」という。）の労働に関し、次のとおり定める。

（努力義務）

第1条 甲は、不要業務の見直し、仕事量にみあった適正な人員配置、監督者の責任による時間外勤務の実施などによって、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努めるものとする。

（配慮義務）

第2条 甲は、次の事由に配慮して、時間外労働及び休日労働を命ずるものとする。

- 一 育児・介護休業の必要により時間外・休日労働、深夜労働が困難な場合
- 二 当該職員の健康状態から時間外・休日労働の実施が困難な場合
- 三 その他これに準ずるもの

2 職員が時間外労働及び休日労働に従事することができない旨を申し出た場合は、甲はその職員と誠実に協議し決定するものとする。

（時間外労働時間）

第3条 甲は、就業規則の規定に基づき必要のある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	職員数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間		
				1日	1日を超える一定期間 (起算日)	
					1か月 (毎月1日)	1年 (4月1日)
① 下記 ②に 該当 しない 職員	1. 対外的事由により、法定労働時間内にその業務の実施が不可能なとき 2. 事故、事件などの発生に対応する必要があるとき 3. 入試業務、卒業事務、就職等の学生支援業務が時期的に集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき 4. 特に専門的な技術、知識、経験等を必要とする業務を行う必要があるとき 5. 災害発生のおそれのある時など、緊急の作業を行う必要があるとき 6. 各種システムの運用、操作等を行わなければならないとき 7. 急を要する施設管理・補修のための業務を行う必要があるとき 8. 決算に関する計算及び書類作成を行	事務 技術	93人 52人	4時間	45時間	360時間

	う必要があるとき並びに月末、期末等の経理事務等が繁忙なとき 9. 各種行事又は会議の資料作成及びその他行事・会議開催に係る業務を行うとき 10. 累積した業務を速やかに処理する必要があるとき 11. その他労使が協議して必要と認めた事由					
② 1年単位の变形労働時間により労働する労働者						

(割増賃金及び休日振替)

第4条 時間外勤務及び休日労働には、給与規程で定める超過勤務手当又は休日給を支払うものとする。

2 休日労働については、原則として休日に勤務した週に振替の休日を指定する。ただし、休日振替が不可能な法定外休日労働については、超過勤務手当又は休日給を支給するものとする。

(休日労働)

第5条 甲は、就業規則の規定に基づき必要のある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

2 前項により、休日労働を命ずる場合の始業及び終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。ただし、業務の進捗状況等や命ずる業務により、あらかじめ指定してこの時間を変更することができる。

- 一 始業時間 午前8時30分
- 二 終業時間 午後5時15分
- 三 休憩時間 午後0時15分から午後1時00分まで
- 四 休息時間 午後0時00分から午後0時15分まで

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	職員数 (満18歳以上の者)	労働させることのできる休日並びに始業及び終業時間
1. 対外的事由により、法定労働時間内にその業務の実施が不可能なとき 2. 事故、事件などの発生に対応する必要があるとき 3. 入試業務、卒業事務、就職等の学生支援業務が時期的に集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき	事務技術	93人 52人	法定休日のうち1か月を通じて2日 始業時間 午前8時30分 終業時間 午後5時15分

<p>4. 特に専門的な技術、知識、経験等を必要とする業務を行う必要があるとき</p> <p>5. 災害発生のおそれのある時など、緊急の作業を行う必要があるとき</p> <p>6. 各種システムの運用、操作等を行わなければならないとき</p> <p>7. 急を要する施設管理・補修のための業務を行う必要があるとき</p> <p>8. 休日を利用した設備の点検や修理等が必要となるとき</p> <p>9. 決算に関する計算及び書類作成を行う必要があるとき並びに月末、期末等の経理事務等が繁忙なとき</p> <p>10. 各種行事又は会議の資料作成及びその他行事・会議開催に係る業務を行うとき</p> <p>11. 累積した業務を速やかに処理する必要があるとき</p> <p>12. その他労使が協議して必要と認めた事由</p>			
--	--	--	--

(特別な事情による時間外労働の延長)

第6条 第3条の規定にかかわらず次の各号に掲げる事由により特別の事情が生じたときは、労使の協議を経て、別紙「職員の時間外労働に関する確認書」に定める職員に限り年間540時間までこれを延長することができる。

- 一 契約等により期限の限られた業務を実施する場合であつて、作業を予定どおり進捗又は完了させるため不可欠なとき
- 二 その他労使の協議によって必要と認めた事由

(通知)

第7条 甲又は管理監督者の地位にある者が、第3条、第5条及び前条により時間外労働又は休日労働をさせようとするときは、業務内容と必要性を明示して、あらかじめ本人に通知する。

2 前条の通知は、時間外労働については所定労働時間終了時刻の1時間前、休日労働については前日の正午までにこれを行う。ただし、緊急の業務については、この限りではない。

(資料の提出)

第8条 時間外労働又は休日労働の勤務状況について、乙から甲に対してその状況の説明及び資料の提示請求があつた場合は、提出するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

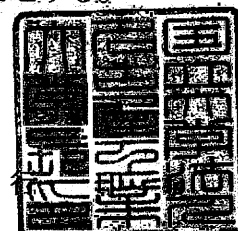
平成17年4月1日

国立大学法人名古屋工業大学長

松井信

国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員代表者

坂本



職員の時間外労働に関する確認書

国立大学法人名古屋工業大学長（以下「甲」という。）と国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員代表者（以下「乙」という。）とは、時間外労働及び休日労働に関する協定書第6条に関し、次のとおり確認書を取り交わすものとする。

特別な事情による年間540時間まで時間外労働を延長できる職員は、次の職員等に限るものとする。

1. 財務部経理課第2契約係

同係は、主に教育・研究経費に係る物品等の契約業務を所掌しており、法人化後、会計処理方法が変更となり、新しい財務会計システムによる業務処理量は、法人化前の1.5倍となっており、業務処理を適正に処理するために時間外労働が増大した。平成17年4月から同係に係員1名を増加配置し、時間外労働に制限のある職員を配置換えするなどの措置を講じたが、新体制での業務処理については不明確なところもあり、労使協定で定める月45時間までを遵守しつつも、年間360時間を超えることにもなりかねないため。

2. 水野 満

独立行政法人日本学術振興会国際学術交流研修生

研修先：国際事業部研究協力第二課先端研究係

本研修は、国際交流に関する幅広い見識と高度な実務能力を有する専門的な職員の養成を図り、もって大学等における国際化の推進を図り、国際交流業務の充実に資することを目的としており、研修先の職務の事情により、所定労働時間を超えて行われることとなるが、労使協定で定める月45時間までを遵守しつつも、年間360時間を超えることとなるため。

3. 坂野 豊和

文部科学省行政実務研修生

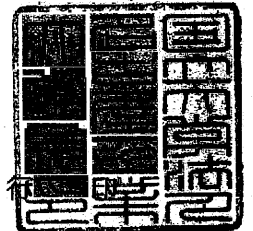
配属先：高等教育局学生支援課国費留学生係

本研修は、文部科学省における行政の実務を経験させることにより、当該職員の視野の拡大等を図り、もって文部科学省関係機関の職員の人材育成に寄与することを目的としており、研修先の職務の事情により、所定労働時間を超えて行われることとなるが、労使協定で定める月45時間までを遵守しつつも、年間360時間を超えることとなるため。

平成17年4月1日

国立大学法人名古屋工業大学長

松井 信



国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員代表者

坂本 功



様式第9号 (第17条関係)

時間外労働・休日労働に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業所の所在地 (電話番号)		期間
学校	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	国立大学法人名古屋工業大学 業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	名古屋市中区和区御器所町(052-732-2111)	延長することができる時間 1日を超えて一定の期間 (起算日)	
① 下記②に該当しない労働者	別紙協定書のとおり	事務 技術	93人 52人	1日8時間	一箇月 (毎月1日) (4月1日)	平成17年4月 1日から平成1 8年3月31日 まで
② 1年単位の 変形労働時間制 により労働する 労働者	休日労働をさせる必要のある具体的事由					
	別紙協定書のとおり	事務 技術	145人	毎週土曜・日曜	別紙協定書のとおり	平成17年4月 1日から平成1 8年3月31日 まで

協定の成立年月 平成17年4月1日

協定の当事者である労働組合の名称または労働者の過半数を代表する者

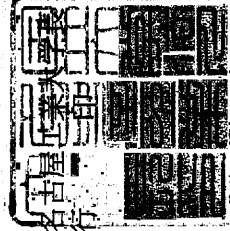
職名 功 松 井 信
氏名 坂 本 功 松 井 信
国立大学法人名古屋工業大学教授

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選出)

平成17年4月1日

使用者

職名 功 松 井 信
氏名 坂 本 功 松 井 信
国立大学法人名古屋工業大学



名古屋東労働基準監督署長 殿

専門業務型裁量労働制に関する協定書

国立大学法人名古屋工業大学長（以下「甲」という。）と国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員代表者（以下「乙」という。）は、労働基準法第38条3の規定により、専門業務型裁量労働制について、次のとおり定める。

（裁量労働制の原則）

第1条 甲は、専門業務型裁量労働制の適用対象者が遂行する教授研究の業務について、遂行の手段および時間配分の決定等に関して具体的な指示は行わず、適用対象者の裁量に委ねるものとする。

（適用対象者）

第2条 本事業場において、専門業務型裁量労働制が適用される教育職員は、教授、助教授、講師、助手の全員とする。

（該当する業務）

第3条 専門業務型裁量労働制の業務は、別紙「専門業務型裁量労働制に関する協定届」（以下「協定届」という。）のとおりとする。

（みなし労働時間）

第4条 適用対象者が所定労働日に勤務した場合は、8時間勤務したものとみなす。

（健康・福祉確保義務）

第5条 甲は、専門業務型裁量労働制の実施にあたり、適用対象者の健康と福祉を確保するための努力義務を負う。

2 前項の目的のため、甲は適用対象者の労働時間を把握するものとする。このため、適用対象者は、自らの労働時間管理を行うものとする。

3 第1項の目的のため、甲は定期的に健康診断を実施するとともに、必要に応じ個別の健康診断又は産業医による健康相談を行うものとする。

4 甲は、みなし労働時間の適切な管理を行うため、適用対象者の業務負担及び実労働時間について定期的、又は必要に応じ調査するものとする。

5 適用対象者は、前項の調査に対し協力するものとする。

（苦情処理）

第6条 適用対象者は、専門業務型裁量労働制に関する苦情を申し立てることができる。

2 苦情を申し立てる窓口は総務部人事課を經由し人事担当副学長とする。

3 前項の窓口は、事業場職員代表者（過半数代表者）を經由することもできる。

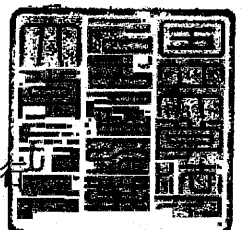
（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

平成17年4月1日

国立大学法人名古屋工業大学長

松井信行



国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員代表者 坂本



様式第13号 (第24条の2の2第4項関係)

専門業務型裁量労働制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地	(電話番号)		
学校	国立大学法人名古屋工業大学	名古屋市昭和区御器所町	(052-732-2111)		
業務の種類	業務の内容	1日の所定労働時間数	協定で定める時間	協定の有効期間	
教授研究の業務	研究	367人	8時間	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	
		労働者の健康及び福祉を確保するために講ずる措置(労働者の労働時間の状況の把握方法)	労働者の苦情の処理に關して講ずる措置		
		2箇月に1回程度健康状態についてヒアリング又は問診調査を行い、必要に応じて特別健康診断の実施や休暇取得の措置を行う。(本人の申告とする。)	人事担当副学長を苦情処理相談窓口として、裁量労働制の運用及び待遇制度全般の苦情を扱う。本人のプライバシーを配慮の上調査を行い、解決策を役員会に報告する。		
時間外労働に関する協定の届出年月日		平成	年	月	日

協定の成立年月日 平成17年 4月 1日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名、氏名

職名 国立大学法人名古屋工業大学教授

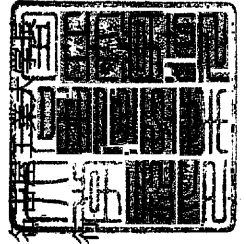
氏名 坂本



協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票により選出)

使用者 職名 国立大学法人

氏名 松井信



平成17年 4月 1日

名古屋労働基準監督署長 殿

賃金控除に関する労使協定

国立大学法人名古屋工業大学（以下「法人」という。）と国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員代表は、賃金控除について、次のとおり協定する。

（給与等からの控除）

第1条 法人は次の各号に定めるものを職員の給与及び期末・勤勉手当の支払いの際控除することができる。

- 一 法人宿舍使用料
- 二 文部科学省共済組合貸付返済金
- 三 勤労者財産形成貯金
- 四 文部科学省共済組合共済積立貯金
- 五 文部科学省共済組合団積立終身保険

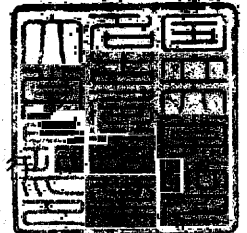
（有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

平成17年 4月 1日

国立大学法人名古屋工業大学長

松 井 信



国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員代表者 坂 本



給与の口座振り込みに関する労使協定

国立大学法人名古屋工業大学と国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員代表は、職員の給与等の口座振り込みに関し、次のとおり協定する。

(振り込み口座)

第1条 学長は、職員各人の同意を得て本人の指定する本人名義の口座に給与等を振り込むことができる。

(口座振り込み対象給与等)

第2条 口座振り込みの対象となる給与等は、毎月の給与、期末手当、勤勉手当及び退職金とする。

(金融機関の変更)

第3条 職員は、自由に口座振り込みの対象金融機関を指定することができる。ただし、金融機関を変更する場合は支払日の30日以上前に学長に申し出るものとする。

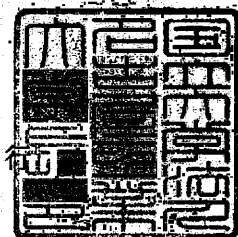
(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

平成17年4月1日

国立大学法人名古屋工業大学学長

松井 信行



国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員代表者 坂本 功



育児・介護休業に関する労使協定

国立大学法人名古屋工業大学と国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員代表は、国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場における育児・介護休業に関し、次のとおり協定する。

(育児休業の申し出を拒むことができる職員)

第1条 学長は、次の職員から育児休業の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

- 一 雇用されて1年に満たない職員
- 二 職員の配偶者（内縁関係を含む。）が常態としてその子の養育をすることができる職員
- 三 育児休業の申し出から1年以内に雇用契約が終了する職員
- 四 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 五 配偶者でない親が子を養育できる常態である職員

(介護休業の申し出を拒むことができる職員)

第2条 学長は、次の職員から介護休業の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

- 一 雇用されて1年に満たない職員
- 二 休業申し出の日から6月以内に雇用期間が終了する職員
- 三 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

(職員への通知)

第3条 学長は第1条又は第2条のいずれかの規定により職員の申し出を拒むときはその旨を職員に通知するものとする。

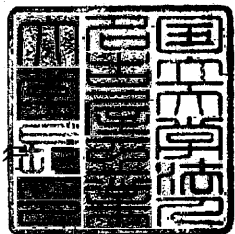
(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

平成17年4月1日

国立大学法人名古屋工業大学学長

松井信



国立大学法人名古屋工業大学御器所地区事業場職員代表者

坂本

